

距離区分	手当額
2 Km以上 4 Km未満	2,000円(現行どおり)
4 " 6 "	3,200円(改正前 3,000円)
6 " 8 "	4,500円( " 4,300円)
8 " 10 "	5,700円( " 5,400円)
10 " 12 "	6,800円( " 6,500円)
12 " 14 "	7,900円( " 7,600円)
14 " 16 "	9,100円( " 8,600円)
16 " 18 "	10,200円( " 9,700円)
18 " 20 "	11,300円( " 10,800円)
20 " 22 "	12,500円( " 11,900円)
22 " 24 "	13,600円( " 13,000円)
24 " 26 "	14,700円( " 14,100円)
26 " 28 "	15,900円( " 15,100円)
28 " 30 "	17,000円( " 16,200円)
30 " 32 "	18,100円( " 17,300円)
32 " 34 "	19,000円( " 18,100円)
34 " 36 "	20,200円( " 19,300円)
36 " 38 "	21,400円( " 20,500円)
38 " 40 "	22,600円( " 21,700円)
40 " 45 "	24,700円( " 23,700円)
45 " 50 "	27,000円( " 26,000円)
50 " 55 "	29,900円( " 28,900円)
55 " 60 "	31,800円( " 31,300円)
60 "	32,400円(現行どおり)

#### (4) 特殊勤務手当

舎監業務職員の手当

勤務1回当たりの手当額が、次のように改められたこと。

- 指定学校、養畜、養蚕についての実習を伴う舎監業務  
6,000円(改正前5,600円)

ただし、土曜日又はこれに相当する時間における勤務  
3,000円(改正前2,800円)

- その他の舎監業務  
4,800円(改正前4,700円)

ただし、土曜日又はこれに相当する時間における勤務  
2,400円(改正前2,350円)

- 1か月当たりの支給限度額  
72,000円(改正前70,500円)

#### (5) 超過勤務手当等

ア 勤務1時間当たりの給与額の積算方法が、次のように改められたこと。

超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を算定するための勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、調整手当(給料の月額に対するもの)、特殊勤務手当(月額で定められているものに限る)、特勤勤務(へき地)手当・特勤勤務(へき地)手当に準ずる手当(給料の月額に対するもの)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に祝日法に規定する休日(土曜日に当たる日を除く)と年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く)の合計日数(18日)を乗じたものを除して得た額とする。

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{給料の月額(給料月額+給料の調整額)} \\ + \text{調整手当(特別調整額及び扶養手当} \\ \text{分を除く)} + \text{特殊勤務手当+特勤勤} \\ \text{務(へき地)手当+特勤勤務(へき地)} \\ \text{手当に準ずる手当(扶養手当分を除く)} \end{array} \right]}{1 \text{時間当たりの給与額}} \times 12$$

り(1週間の勤務時間×52) - (8×18日)

給与の減額については、現行どおりとする。

イ 週休日の振り替えに伴い超過勤務手当が支給されることとなったこと。

週休日の振り替えにより、あらかじめ割り振られた勤務時間を超える時間(4時間又は8時間単位)については、当該勤務が必要となる週以外の週から振り替えた場合には、その振り替えた時間については100分の25の超過勤務手当を支給する。

#### (6) 宿日直手当

勤務1回当たりの手当額が、次のように改められたこと。

- 宿直・日直手当  
4,800円(改正前4,700円)
- 5時間未満の勤務  
2,400円(改正前2,350円)

#### (7) 期末手当

12月期の支給割合が、次のように改められたこと。

- 3月期 50/100(現行どおり)
- 6月期 160/100(現行どおり)
- 12月期 190/100(改正前200/100)

平成6年度については、給与改定前の規定に基づいて12月9日に支給された期末手当の額と、給与改定後に支給されることとなる期末手当の額との差額は、給与改定後の平成7年3月15日に支給された期末手当の額から減額調整して支給されたこと。

### 3 その他の改正事項等

#### (1) 昇任時等の特別昇給基準及び同実施細目について

ア 係長相当職(行政職、事務職給料表)、研究科長相当職(研究職給料表)及び医療係長相当職(医療職Ⅱ、医療職給料表)に昇任した者に対する特別昇給月数が、次のように改められたこと。

係長相当職に昇任 12月(改正前9月)

☆ 行政職給料表以外の給料表の同等の職を含む。

イ 平成7年6月30日現在、既上記アの職以上の職にある在職者については、平成7年7月1日以降の昇給期間を3月短縮して調整を行うように改められたこと。

ただし、昭和62年3月31日以前に課長相当職に昇任した者については、その調整は行わない。

#### (2) 技能労務職員の特別昇給実施基準について

ア 基準1の(1)に定める要件(主任技能員、主任運転手、主任ボイラー技師、甲板長、操機長、司厨長、主任調理員、主任給食員、主任用務員、主任甲板員、主任操機員及び主任司厨員に昇任した場合)に該当する職員の特別昇給月数について、次のように改められたこと。

基準1の(1)該当 12月(改正前9月)

イ 平成7年6月30日現在、既上記アの職にある在職者